

事務連絡
令和4年1月11日

各特別養護老人ホーム
各介護老人保健施設
各介護医療院
各介護療養型医療施設

管理者殿

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室
ワクチンチーム

特別養護老人ホーム等の高齢者施設における
新型コロナワクチン追加接種の実績調査へのご協力について（依頼）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）については、原則として初回接種完了から8か月以上経過した方を対象としていますが、令和3年12月17日厚労省事務連絡「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナワクチンの追加接種を実施する場合の考え方」において、初回接種完了から6か月経過した時点で接種可能とする「前倒し接種」の対象者等の考え方が示されました。

県では、これを前提としつつ、前倒し接種に係る県基本方針の中で、接種対象者の優先順位を次の通り整理し、県内市町村にお知らせをしています。

1. 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設の入所者及び従業員、医療従事者
2. その他高齢者施設入所者及び従事者
3. 通所サービス事業所の利用者及び従事者
4. 病院または有床診療所の入院患者

※優先順位 1→2→3→4

このうち、比較的要介護度が高い入所者が多い、上記1に該当する施設の皆様に対し、感染・重症化予防の観点から、この度別添のとおり入所者及び従事者へのワクチンの追加接種（3回目接種）の状況を把握させていただくための実績調査を行うことといたしました。

業務ご多忙のところ大変恐れ入りますが、何卒ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

問合せ先

神奈川県医療危機対策本部室コロナワクチンチーム
担当 馬場、澄田

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/vaccines/vaccine_shisetsu.html

特別養護老人ホーム等の高齢者施設における
新型コロナワクチンの追加接種の実績調査について

1. 趣旨・目的

感染対策上、早期のワクチン追加接種（3回目接種）が望まれる高齢者施設のうち、県基本方針において重点的に前倒しで追加接種を行う対象とした特別養護老人ホーム等の施設について、追加接種の実施状況を把握するため、既定のWEBフォームで施設から報告をいただくもの

2. 調査対象者

県内の高齢者入所施設のうち、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設に該当する施設

3. 回答方法

施設の入所者や従事者にワクチンの追加接種を行いましたら、次の県ホームページ内に掲載している「接種実績報告用WEBフォーム」から回答していただきますよう、お願いいたします。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/vaccines/vaccine_shisetsu.html

※県トップページ→「ワクチンポータルサイト」→「7. その他」→「高齢者施設における追加接種の実績調査」からもアクセス可能です。

4. 回答期限

本調査は複数回実施し、施設における接種日が終了するまでご協力をお願いするものです。第1回報告締め切りは1月19日（水）以降、毎週水曜日が回答締め切りとなります。

5. お問合せ・ご相談

本調査に関するご不明点は、同ホームページ内「新型コロナワクチンに関するお問合せフォーム」からお問合せいただきますようお願いいたします。原則、1～2営業日以内に回答いたします。

※現在、電話が大変混み合っておりますので、恐れ入りますがお電話でのお問合せはご遠慮いただければ幸いです。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/vaccines/vaccine_shisetsu.html

なお、施設において入所者等への接種を進めるにあたり、例えば「接種を依頼する医療機関が見つからない」などお困りの場合は、上記お問合せフォームからご連絡（ご相談）ください。

問合せ先

神奈川県医療危機対策本部室コロナワクチンチーム
担当 馬場、澄田

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/vaccines/vaccine_shisetsu.html